

酒田市いじめ防止基本方針

平成 2 7 年 3 月
(最終改定 令和 7 年 8 月)

酒 田 市

目 次

◇はじめに	1
I いじめ問題に対する基本的な考え方	
1 目 的	2
2 いじめの定義等	2
(1) いじめの定義	
(2) いじめについての認識	
3 関係者の責務や役割	4
(1) 酒田市、酒田市教育委員会の責務	
(2) 学校及び学校の教職員の責務	
(3) 保護者の責務	
(4) 市民（地域住民）の役割	
II いじめの防止等のための対策の内容	
1 いじめ防止等の対策のための組織の設置	6
(1) 酒田市いじめ問題対策連絡協議会	
(2) 酒田市いじめ問題対応委員会	
(3) 酒田市いじめ重大事態再調査委員会	
(4) 学校に置く「学校いじめ対策組織」	
2 いじめ防止のための具体的な取組	8
(1) 教育委員会におけるいじめ防止のための平時からの備え	
(2) いじめの防止のための教職員の資質・能力の向上	
(3) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成	
(4) 児童生徒の主体的な活動の推進	
(5) 学校、家庭、地域、関係機関との連携	
(6) 学校とPTAが連携したネットトラブルに対する取組の推進	
(7) 教育的諸課題から配慮が必要な児童生徒への対応	
(8) 学校における取組状況の点検（定期・随時）と評価	
3 いじめの早期発見のための取組	13
(1) 教育相談体制の充実	
(2) いじめ発見のための定期的な調査	
(3) 地域や家庭との連携促進	
(4) 相談窓口の周知	
4 いじめへの対応	14
(1) 学校への指導・助言	
(2) 県教育委員会、警察等関係機関との連携・相談	
III 重大事態への対処	
1 重大事態の発生と調査	15
(1) 重大事態の定義	
(2) 重大事態への対処における基本的な姿勢	
2 教育委員会又は学校による調査	18
(1) 重大事態の発生と調査	
(2) 調査結果の提供および報告	
(3) 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明	
(4) 重大事態調査の進め方	
(5) 調査結果を踏まえた対応	
3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	34
(1) 酒田市いじめ重大事態再調査委員会	
(2) 再調査結果を踏まえた措置	

はじめに

本市では『いのち』の大切さを学ぶ教育を推進する」ことを教育基本方針の第一に掲げている。次代を担う子どもたちは、かけがえのない存在である。その子どもたちに人として豊かにたくましく生きる力を身に付けさせることは、私たち大人の責務であり、子どもたち一人一人が「いのち」輝く人間として生きることが市民の願いである。そのために、社会全体で子どもたちに自他の「生命の尊さ」と人間としての「生き方」をしっかりと教え育てていく「いのちの教育」を、大切に進めていく必要がある。

いじめは、子どもたちの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

この酒田市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）は、子どもたちの尊厳を保持する目的のもと、市・学校・地域住民・家庭・その他の関係者が連携し、いじめの問題の解決に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定、平成29年3月14日最終改定。以下「国基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したものである。

このたび、令和6年8月に国が行った「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改定と令和7年3月に酒田市いじめ重大事態再調査委員会から提出された「酒田市立中学校の生徒の自殺事案に関する再調査報告」による再発防止への提言をふまえ、本市におけるいじめ防止にかかる基本的な考え方を示し、特に児童生徒の現状の早期把握、適切な援助の提供に努め、速やかに外部との連携を図るとともに、重大事態調査を円滑かつ適切に行うため、市基本方針を改定する。

令和7年8月 酒田市

I いじめ問題に対する基本的な考え方

1 目的

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、市・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を解決することを目指して行わなければならない。

いじめの防止等の対策は、すべての児童生徒が、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないこと、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり、人権侵害にあたる問題であることを十分理解させながら、いじめの防止、早期発見、いじめへの対応をより実効的なものとしていく必要がある。

2 いじめの定義等

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが重要である。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

①いじめの態様

- (ア) 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (オ) 金品をたかられる。
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたり

する。

(キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

(ク) パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）で誹謗中傷や嫌なことをされる。

(ケ) その他

(2) いじめについての認識

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。

「友人の関係」であっても双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わることがある。また、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」については、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなり得る。はじめは小さな「暴力を伴わないいじめ」であっても、気がつかれないままに深刻化し、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険をもたらすおそれがあることを理解する必要がある。

特に、いじめには多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されることのないよう努めることが重要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、好意から行った行為が意図せずに相手の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合も法が定義するいじめに該当するため、双方や周囲の児童生徒の今後の成長につながるよう、校内組織において情報を共有し、家庭との連携も含めた適切な対応につなげる。その際、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応も可能である。

さらに、いじめの解決について考える場合、加害と被害という関係だけでなく、子どもが所属する集団にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが大切である。具体的には、学級や部活動等において子どもたちの人間関係を丁寧に観察し、弱い立場の子どもがいはいないかを確認しながら、「観衆」としていじめをはやし立てたり面白がったりする雰囲気や、「傍観者」としていじめを見て見ぬふりをしていく状況がないか注意を払う必要がある。

3 関係者の責務や役割

(1) 酒田市の責務

市基本方針に基づき学校におけるいじめの防止等のため、必要な対応を行う。

(2) 学校及び学校の教職員の責務

児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者と連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に組織的に取り組む。「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）の策定により、いじめの発生時における学校の対応を予め示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与える。また、いじめの加害行為の抑止につなげるため、学校基本方針については、保護者、児童生徒及び地域に積極的に公開する。

学校においては、いじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）を置く。学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、未然防止・早期発見・事案対応、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等のPDCAサイクルを推進する。また、学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対応において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。

いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すとともに、解消のため組織的に迅速かつ適切な対応をする。組織的な対応により、特定の教職員による抱え込みを防ぎ、複数の目による状況の見立てが行われるようにする。

いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮の下、いじめに至った背景や心情などを理解するよう努め、再発防止と今後の成長に向けて家庭との連携を密にしながら、適切に指導することを基本とする。

重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応を取ることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、法、国基本方針、市基本方針及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解する。

①いじめの問題に対する教職員の基本認識

- (ア)「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」との共通認識をもつ。
- (イ)「いじめの定義」の共通認識をしっかりとしておく。
 - ※いじめは、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指し、児童生徒の被害性に着目して判断する。
- (ウ)「いじめの態様」の共通認識をしっかりとしておく。
- (エ)担任等が一人で抱え込まず、組織的に対応する。

②「いじめの解消」に係る判断基準の理解と共有

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態について、少なくとも次の2つの要件が（いずれも）満たされている必要がある。また、これらの要件がともに満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

（ア）いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、市又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

（イ）被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあることをふまえ、学校の教

職員は、当該のいじめられた児童生徒及びいじめた児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

学校は、いじめが解消に至るまで、いじめられた児童生徒の支援を継続するため、学校いじめ対策組織を中心に支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、実行する。また、解消していない事案については、法第16条第1項に規定する調査を活用し、解決するまで追跡調査を行う。

（３）保護者の責務

- ①子どもの教育について第一義的責任を有し、子どもに規範意識を養うよう努める。
- ②子どもがいじめられた場合には、適切にいじめから保護する。
- ③子どもがいじめ行為を行っている（行っていた）ときには、自省につなげ、いじめ行為を行わないように指導する。
- ④市基本方針又は学校基本方針に基づくいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。

（４）市民（地域住民）の役割

- ①地域ぐるみで子どもを見守り、健やかに成長できる環境づくりに努める。
- ②いじめを発見した場合には、学校又は関係機関に速やかに通報するよう努める。

Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容

１ いじめ防止等の対策のための組織の設置

（１）酒田市いじめ問題対策連絡協議会

市は、法第14条第1項に基づき、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、酒田市いじめ防止対策の推進に関する条例（平成27年条例第2号。以下「条例」という。）により酒田市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。連絡協議会は、市基本方針に基づくいじめの防止等のための有効な対策に関すること、情報交換、啓発事業その他必要な事項に関することについて協議を行う。

連絡協議会の委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有するものから市長が委嘱する。

（２）酒田市いじめ問題対応委員会

酒田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第１４条第３項及び第２８条第１項に基づき、同項における重大事態に係る事実関係を明確にするため、連絡協議会との円滑な連携のもと、教育委員会の附属機関として、酒田市いじめ問題対応委員会（以下「対応委員会」という。）を設置する。対応委員会は、教育委員会の判断で、法第２８条第１項に規定する学校での重大事態発生時における調査等について対応する。

対応委員会の委員は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門的知識及び経験を有する者で構成することを基本とし、教育委員会が委嘱する。なお、調査を行う場合には、重大事態が発生した学校関係者や関係する児童生徒・保護者（以下「当該いじめ事案の関係者」という。）と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により構成するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めるものとする。

（３）酒田市いじめ重大事態再調査委員会

市長は、法第２８条第１項に規定する重大事態に係る調査結果の報告を受け、法第３０条第２項に基づき、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態発生の防止のため必要があると認めるときは、市長の附属機関として、酒田市いじめ重大事態再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置する。

再調査委員会の委員は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門的知識及び経験を有する者で構成することを基本とし市長が委嘱する。なお、調査を行う場合には、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により構成するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めるものとする。

（４）学校に置く「学校いじめ対策組織」

学校は、当該学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置く。

ここでは、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報をもとに、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行う。そのため、学校基本方針や対応マニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、

何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。これらの情報共有は、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、管理職はリーダーシップをとって情報共有を行いやすい組織の整備や環境の醸成に取り組む必要がある。

なお、より実効的ないじめ問題の解決に資するため、この組織には、複数の教職員、配置されているスクールカウンセラー、教育相談員等をはじめ、スクールソーシャルワーカー、学校評価に関わる委員（学校評議員等）、民生委員・児童委員など地域内の人材に参加を求める。

また、教育委員会との連携をもとに、可能な限り心理や福祉の専門的知識及び経験を有する者、弁護士、医師、教員・警察官経験者など、外部専門家等による組織への参加を求めていく。

2 いじめ防止のための具体的な取組

（１）教育委員会におけるいじめ防止のための平時からの備え

各学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し、状況の把握を行う体制を整える。

重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う。

保護者との情報共有が必要な場合には、教育委員会が直接説明・調整を行う。

学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切な助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られるようにしておく。

いじめへの対処に当たっては、福祉・医療等に関する相談・支援を要する場合は少なくないことから、連絡協議会等を有効に活用し、総合的な支援に迅速につなげられるようにしておく。

重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示しておく。

重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、市長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・

福祉の専門的知識及び経験を有する者等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築する。

職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行う。

（２）いじめ防止のための教職員の資質・能力の向上

教育委員会は、教職員がいじめ問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、教職員研修の充実を図る。学級における児童生徒の人間関係の理解と改善のために教育相談事例研修会や、学級の状態を知るためのアンケート等を実施し、その結果の有効活用ができるよう研修を実施していく。また、スクールカウンセラー等の専門家を活用し、教職員、教育相談員のカウンセリング能力等の向上のための研修を充実する。

なお、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうることに注意する。教職員の体罰については、暴力を容認するものであり、「強くたたく、蹴る等」の直接的なものと「長時間にわたる正座・起立等」の間接的なものとの別なく、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

（３）学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

学校は、子どもたちが自分の「いのち」の大切さとともに他の人の「いのち」の大切さを認めることができるよう、発達段階に応じた取組を行う。そのために、心が通い合い、高め合う集団づくりに取り組むとともに、教育活動全体を通じた道徳教育を推進し、「公益の心」の涵養を図る。

加えて、児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・表現活動等を取り入れた教育活動を推進する。さらに、生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を取り入れる。

（４）児童生徒の主体的な活動の推進

児童会・生徒会において、いじめの問題への取組や命の大切さを呼びかける活動を積極的に行っていく。また、児童生徒同士で悩みを聞き合う活動や相談箱等の設置など、児童生徒の主体的な活動を推進す

る。

各中学校は生徒会のリーダーが連携し、各校のいじめ防止の取組を情報交換し、生徒会の活動を活性化させていくようにする。

(５) 学校、家庭、地域、関係機関との連携

学校は、家庭、地域、関係機関と連携し「いのち」の教育を推進するとともに、子どもたちの自尊感情を高めるために、積極的に子どもたちの良さを認めていくことを大切にしていける。また、家庭教育において子どもたちの規範意識を養い、いじめは決して許されないことであるという意識を高められるように、地域、関係機関と連携し、保護者の啓発を行う。

連携にあたっては、各学校のホームページへの学校基本方針の掲載その他の方法を通じ、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を確認できるような手立てを講ずるとともに、その内容を入学時及び各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

また、教育委員会並びに学校は、「いじめが犯罪行為として取り扱われるべき内容であると認める場合」や、「児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき」には、警察署や児童相談所、医療機関、法務局等と早急かつ適切に連携を図る。

(６) 学校とＰＴＡが連携したネットトラブルに対する取組の推進

学校は、ＰＴＡや関係機関と連携の上、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する研修会を開催するなど、インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐための児童生徒への情報モラル教育の充実を図るとともに、家庭におけるルールづくり等の取組の重要性など、保護者への啓発の推進に努める。

具体的には、以下に挙げる内容を学校と家庭で共通理解することが重要である。

- ①通信機器の所有はあくまで保護者であり、使用時間や用途を保護者の管理下に置く（購入時の約束として）
- ②自分自身や友だちの個人情報（名前や連絡先、メールアドレスやLINEのID等）を第三者に対して安易に教えない
- ③不適切な画像や動画は「撮らない・（送られてきたとしても）保存しない・発信しない」

また、青少年指導センター作成・配布のチラシ等の活用を通じ、家庭のルールづくり等、保護者への啓発に努める。

(7) 教育的諸課題から配慮が必要な児童生徒への対応

学校は、特に配慮が必要と思われる児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性をふまえた適切な支援を行うと共に、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

①発達障がいを含む、障がいのある児童生徒

発達障がいを含む、障がいのある児童生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見をふまえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

特に、障がいの特性から自分がいじめられていると認識できない児童生徒もいることから、いじめの定義にとらわれず適切な指導が必要になる場合がある。また、発達障がいの児童生徒が、相手の迷惑になることがわからなかったり、興味を引くために極端な行為を行ったりすることから、加害者になる可能性があることも忘れてはならない。

指導の際の教職員の何気ない言動が、当該児童生徒にとって予想以上に強いストレスを感じる言動として受け取られる場合もある。校内研修や職員会議等、その児童生徒の障がいを理解し、適切な対応を学び、指導のあり方について、教職員全体で共通理解を図る場の設定も考慮していく。

②海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒

海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進すると共に、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

当該児童生徒に対する支援を行うにあたっては、教師をはじめとする大人が当該児童生徒を理解し尊重することが大切である。さらに、当該児童生徒の課題を集団全体の課題として共有させることにより、周囲の児童生徒が当該児童生徒に対する興味関心を持つ姿勢につなげ、集団として多くのことを学ぶきっかけとすることも大切な視点である。

③性同一性障がいや性的志向・性自認に係る児童生徒

性同一性障がいや性的志向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的志向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

常日頃から児童生徒理解の視点を大切にし、様々な資料等（例「性同一性障害や性的志向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）（文部科学省）」など）から正しい知識を習得したり、積極的に研修会等で情報収集したりすることにより、教師自ら正しい理解をすることが大切である。

④被災児童生徒

災害等により被災した児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

（８）学校における取組状況の点検（定期・随時）と評価

教育委員会は、管理下の各学校が、学校評価や教員評価においていじめ問題を取り扱うに当たっては、下記のことについて必要な指導・助言を行う。

- ①学校評価の目的をふまえ、いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日常の児童生徒への理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。また、定例会議など会議ごとに議事録を作成する。特に配慮を必要とする児童生徒については個人支援ファイルを作成し、個人ごとに経過を時系列で整理する。

また、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、いじめが起こったことで直ちに責任が問われるものではないことを明確にした上で、児童生徒や地域の状況をふまえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を学校評価の評価項目に位置付けることを通じて、評価結果をその後の改善につなげられるようにする。

②学校いじめ対策組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめに対する取組が計画どおりに進んでいるかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかった事案の検証、必要に応じた計画や対応マニュアルの見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組について定期的に会議を行い、PDCAサイクルで検証を行う。また、児童生徒から様々なことでSOSサインが疑われる場合は迅速に対応することを徹底する。学校に設置してある運営委員会や主任会で情報共有を行い、その中で、関係機関担当者を含めた組織で対応が必要な事案かどうか判断し、いじめが疑われる事案と判断されたものについては、学校いじめ対策組織で対応する。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的知見を活かすことも必要不可欠である。個別的な意見聴取を行うとともに、オンライン会議の活用による参加も含めて、機会を確保する。

③教員評価において、いじめ問題に対する目標設定や目標への対応状況の評価を取り扱う場合は、下記の点に留意する。

(ア) 日頃からの児童生徒への理解に基づく未然防止や早期発見のための取組を基本とし、いじめが発生した際には、問題を隠さず迅速かつ適切な対応や組織的な取組につなげているかどうかを評価すること

(イ) 各学級の実態に基づく課題をふまえて、その改善に取り組んでいるかどうかを評価すること

3 いじめの早期発見のための取組

(1) 教育相談体制の充実

教育委員会は、教育相談室に相談専門員を配置し、児童生徒及びその保護者並びに学校の教職員が、来室相談や電話相談など、いじめに係る相談をしやすい体制の充実を図る。児童生徒専用「なやみ相談SOS」(タブレット端末を活用した相談)を設け、相談窓口を広げる。また、教育相談事例研修会にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談専門員を派遣し、各校の実情に応じた指導・助言を行う。

（２）いじめ発見のための定期的な調査

学校は、いじめを早期に発見するため、小中学校に在籍する児童生徒に対して、アンケートやＷＥＢＱＵ等の定期的な調査を実施する。

教育委員会は、その結果をふまえ学校への支援を行う。

（３）地域や家庭との連携促進

学校は、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、ＰＴＡや地域の関係団体との連携を図り、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

具体的には、校内のいじめに関する状況等の情報を定期的に家庭や地域に知らせていくことに加え、県教育委員会が提供している「家庭用チェックリスト」や「いじめに関する保護者アンケート」等を活用し、家庭と連携して児童生徒を見守ることができる、いじめの早期発見に向けたネットワークづくりを行っていく。

（４）相談窓口の周知

学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者、地域住民が、いじめ等について相談したり情報を寄せたりすることのできる各種相談窓口の周知に努める。

４ いじめへの対応

（１）学校への指導・助言

学校は、いじめを認知した場合、当該児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行った児童生徒から事情や心情を聴き取り、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するために必要な対応を行う。

教育委員会は、学校が教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもと、迅速かつ適切な対応が行われるよう指導・助言する。また、教育委員会の支援が必要ないじめが発生した場合には、指導主事等の派遣による支援及び必要な調査等を行い、いじめの解消に向けた対応を行う。

（２）県教育委員会、警察等関係機関との連携・相談

教育委員会は重大事態が発生した場合など対応が必要な場合は、早期に県教育委員会に相談し、適切な指導を行う。

いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や当該児童生徒・保護者の意向への配慮のもと、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

また、学校や教育委員会が、いじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることができない場合には、学校と教育委員会による協議と検討をふまえ、警察・児童相談所・医療機関・法務局等と適切に連携を図る。

Ⅲ 重大事態への対処

※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(令和6年8月改訂版文部科学省)に基づく。

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の定義

法第28条第1項においていじめの重大事態の定義は次の①②とされている。

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(第1号)

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- (ア) 児童生徒が自殺を図った場合
- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合 など

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(第2号)

「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合はこの限りではない。児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握して対応する必要がある。

「いじめにより」とは、上記①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

＜不登校重大事態に該当するか否かの判断と対応＞

※「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成２８年３月文部科学省）に基づく。

不登校重大事態に該当するか否かの判断に当たっては、不登校重大事態とされるべき事案が確実に不登校重大事態として取り扱われるよう、学校は、欠席期間が３０日（目安）に到達する前から教育委員会に報告・相談し、情報の収集と整理、事案の検討等の対応を行う。

具体的には以下のような対応が考えられる。

- （ア）すでに実施した「いじめ発見調査アンケート」の確認
- （イ）定期・随時の教育相談における指導記録の確認
- （ウ）面談や連絡等を通じた、本人及び保護者からの聞き取り
- （エ）いじめの事実確認のための、いじめを行った疑いのある児童生徒その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童生徒（以下「関係児童生徒」という。）からの聞き取り
- （オ）学校いじめ対策組織を中心とした、情報の共有と事案の検討

③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性が高いことから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

④その他、上記①～③の事案以外であっても教育委員会及び各学校が重大事態として対処する必要があると判断したもの。

（２）重大事態への対処における基本的な姿勢

教育委員会及び学校は、以下の視点をもちながら取り組む。

- 調査には真摯な態度で取り組むこと
- 公平・中立に調査を行うこと（調査体制の構築を含む）

- 多くの情報を集め、客観的な分析と検証により、可能な限り詳細に事実関係を明らかにすること
- 事実関係を基に教育委員会及び学校の日頃のいじめ防止等の対策及び事案の発生後の対応にどのような課題があったかについて検証し整理すること
- 具体的かつ実効性のある再発防止策を検討すること

重大事態は、事実関係が確定した段階で対応を開始するのではなく、「疑いが生じた」段階で調査を開始しなければならない。

たとえ、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、教育委員会及び学校は、可能な限り自らの対応をふり返り、検証することが必要となる。それが再発防止につながり、または新たな事実が明らかになる可能性があるためである。したがって、対象児童生徒・保護者が望まないことを理由として、決して自らの対応を検証することを怠ってはならない。

いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第23条第6項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

【具体例】

- 傷害（刑法第204条）感情を抑えきれずに、ハサミ等の刃物で同級生をけがさせる。
- 恐喝（刑法第249条）脅して、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
- 窃盗（刑法第235条）靴や教科書等の所持品を盗む。
- 強要（刑法第223条）ゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
- 名誉毀損（刑法第230条）、侮辱（刑法第231条）インターネット上に実名をあげて、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

また、重大事態の調査は、対象児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うこ

とも可能であり、教育委員会及び学校は、対象児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を検討・工夫しながら調査を進める。決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。

2 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態を市長及び文部科学省に対して報告する。

② 調査の趣旨と調査組織

重大事態調査は、学校が主体となっていく場合と教育委員会が主体となっていく場合とが考えられる。従前の経緯や事案の特性、対象児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は、対応委員会によって調査を行う。なお、学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織となるように努める。

専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い重大事態は以下のとおり。

- (ア) 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
- (イ) 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
- (ウ) これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

③実施する調査の目的

重大事態調査は、対象児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止を講ずることを目的としている。

また、不登校重大事態が発生し、現在も対象児童生徒が欠席を余儀なくされている場合には、不登校状態の解消も調査の目的に含まれる。いじめの解消のみならず、学習支援や学校生活における悩みの解消等、対象児童生徒の個々の状況に応じて、学びの継続に向けた支援策の検討を行うこととする。

④資料の収集・保存

重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理をする。保存については、酒田市教育委員会文書管理規程に基づき、10年間とする。再調査に向けた具体的な動きがある場合には適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るようにする。

⑤実施する調査の内容

重大事態調査は、法第28条第1項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされており、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、「いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、学校・教職員がどのように対応したか」などの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

このことを念頭に置きながら、調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定の上、適切に調査を進める。

教育委員会及び学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。また、調査や再発防止にあたっては、国基本方針に示されているように、特に次の事項に留意しながら、国基本方針に添付された「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」などを参考にしつつ、重大事態の状況を踏まえて、適切に取り組むものとする。

（ア）対象児童生徒からの聴き取りが可能な場合

対象児童生徒からの聴き取りが可能な場合、対象児童生徒か

ら十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、対象児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問紙の使用にあたり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。また、調査による事実関係の確認とともに、関係児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。

対象児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

（イ）対象児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、対象児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、対象児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、対象保護者と今後の調査のあり方について十分協議したうえで調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

（自殺の背景調査における留意事項）

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月文部科学省設置「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」）を参考とするものとする。

○背景調査に当たり、遺族が当該児童生徒を最も身近に知り、また背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱いや調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意をしておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、総合的に分析を行うよう努める。その際、客観的な事実関係の調査を進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないように留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要である。

⑥その他の留意事項

法第23条第2項において、学校は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされており、その措置を行った結果、重大事態であると判明した場合も想定されるが、実態把握のみで重大事態

の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、重大事態の全貌の事実関係を明確にするため、法第28条第1項による「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置により、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合はこの限りではない。

また、事態の重大性を踏まえ、教育委員会においては、学校と連携のうえ、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止の措置や、対象児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行う。

加えて、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

さらに、報道対応の担当者を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整える。

(2) 調査結果の提供及び報告

①対象児童生徒及び保護者への適切な情報提供

教育委員会又は学校は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、対象児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供するものとする。

②調査結果の報告

調査組織の調査結果については、教育委員会より市長に報告する。

なお、調査結果を踏まえて、対象児童生徒又はその保護者が希望する場合には、対象児童生徒又はその保護者の所見を文書の形で報告書に添えて、市長に提出するものとする。

(3) 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

※「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」(令和6年8月改訂版 文部科学省)に基づく。

【事前説明を行うにあたっての準備】

対象児童生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行う。

どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理する。

説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決める。

説明時の録音の有無について確認をする。

説明の場の設定や説明者の人数等について、児童生徒の状況に配慮して決める。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行う。

【対象児童生徒・保護者への説明事項】

調査実施前の説明は、いじめ重大事態に当たると判断した後、速やかに説明・確認する事項と、調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項について、2段階に分けて行う。

①いじめ重大事態に当たると判断した後、速やかに説明・確認する事項

(ア) 重大事態の別・根拠

法で定義されている重大事態について説明をする。

法第28条第1項各号のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うことになることなど、根拠を示しながら説明する。

重大事態として認めた時期や市長に対して、発生報告を行っていることを説明する。

(イ) 調査の目的

重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接的な目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであることを説明する。

関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全

て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明する。

(ウ) 調査組織の構成に関する意向の確認

調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるように人選等を行う必要があることについて説明した上で、対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体からの人選について意向があるかどうか確認する。

職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されと考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明する。

対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するように求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明する。

(エ) 調査事項の確認

調査主体側で把握している事案と対象児童生徒・保護者が認識している事案に齟齬がある可能性もあることから、調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認を行う。

児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求める。

(オ) 調査方法や調査対象者についての確認

対象児童生徒・保護者から調査方法について要望があるか確認を行う。また、実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認を行う。

調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明する。

対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと要望している場合には、関係児童生徒への聴き取

り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聞く。

関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明する。

(カ) 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

対象児童生徒・保護者との窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明する。

②調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項

(ア) 調査の根拠、目的

調査の根拠、目的について説明する。

(イ) 調査組織の構成

調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介する。特に、職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことにふれながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明する。

(ウ) 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示す。

実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明する。

定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め対象児童生徒・保護者に対して説明する。

(エ) 調査事項・調査対象

重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、教育委員会及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するのかについて、対象児童生徒・保護者に対して説明する。

調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや、児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明する。

調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明する。

調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求める。

（オ）調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）

重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明する。

事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明する。

（カ）調査結果の提供

法第28条第2項に基づいて対象児童生徒・保護者に調査結果の説明を行うことが求められており、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて、予め、説明を行う。

調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明する。

関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことも必要であり、予め対象児童生徒・保護者に説明する。

調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に基づいて対応することを説明する。

アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて

説明する。

公表について、教育委員会としての方針について説明を行うとともに、個人情報保護法に基づいて対応することを説明する。

調査票を含む調査に係る文書の保存について、酒田市教育委員会文書管理規程等に準じて行うことや、文書の保存期間を説明する。

(キ) 調査終了後の対応

法に基づいて、調査結果は市長に報告を行うことを説明する。

重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明する。

万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、市長が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明する。

調査報告書について意見等があれば市長に対する所見書を提出することができることを説明する。

③対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項

○重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合

外部に説明する内容を事前に伝える。

公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得る。

○自殺事案の場合

自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得る。

○対象児童生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合

保護者を通じて家庭において確認するよう依頼する。

○対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合

適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築ができている教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応を行う。

○対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合

対象児童生徒・保護者が重大事態調査の実施や事案の公表を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明する。

④関係児童生徒・保護者への説明事項

基本的には、「調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項」について、関係児童生徒・保護者に対しても事前の説明が必要である。調査に関する意見を聴き取る。

調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明する。

関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合には、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接的な目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明し、調査への協力を得られるよう取り組む。

関係児童生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合には、法が定めるいじめの定義（法第2条第1項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明する。

（４）重大事態調査の進め方

①調査の進め方についての事前検討

調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図る。

文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告する。

②調査全体の流れ

- （ア）学校の調査組織において調査の進め方、スケジュールの決定
- （イ）学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認

- (ウ) 対象児童生徒・保護者からの聴き取り
- (エ) 聴き取りやアンケート調査等の実施
- (オ) 事実関係の整理
- (カ) 整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討
- (キ) 報告書の作成、取りまとめ

③重大事態調査における留意事項

重大事態調査の途中で対象児童生徒・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進める。

調査組織の構成員等に対して、誓約書を書いてもらうなどにより守秘義務を課すとともに、調査で収集した情報の管理・保管方法等に留意する。

自殺の場合、他の児童生徒に対して自殺であることを伝える必要が生じる。伝え方については学校で統一する。

④聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明

聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明する。

重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であることを説明する。

調査対象者に対して、実施前に丁寧な説明を行う。

聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明する。

法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うことを説明する。

調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明する。

聴き取り調査で録音機器を活用する際は、録音機器の使用について同意を得るとともに、調査以外では聴き取り内容を活用しないことを説明する。

聴き取り相手に対しても聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないように協力を求める。

事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残す。

⑤聴き取り調査の方法及び留意事項

聴き取り体制について、複数人で聴き取ることが必要であるが、大人数で構成すると、児童生徒に威圧感を与えるため避ける。

聴き取り場所や聴き取りの時間帯についても児童生徒やその保護者に配慮して設定する。

⑥児童生徒を対象としたアンケート調査等を行う場合の留意事項

調査組織において実施方法や範囲、アンケート項目等を検討する。その際、対象児童生徒・保護者の意向を確認する。

調査においては、記名方式とすることが望ましい。無記名方式の場合、その後の聴き取り調査等で事実関係を正確に把握しようとする際、確認できなくなる場合もあることに留意する。

⑦調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告

調査中は、事実関係や再発防止策等が変化するものであり、調査実施中に説明できる範囲は限られるが、調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明する。

調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、経過報告の中で説明を行う。

聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認する。

【調査報告書の作成】

重大事態調査の調査報告書に盛り込む項目、記載内容についての共通事項は以下のとおり

- ①重大事態調査の位置づけ
- ②調査の目的、調査組織の構成
 - (ア) 調査の目的
 - (イ) 調査期間
 - (ウ) 調査組織の構成
- ③当該事案の概要
 - (ア) 基礎情報
 - (イ) 当該事案の概要
- ④調査の内容
 - (ア) 調査方法

(イ) 調査内容

⑤当該事案の事実経過

(ア) 対象児童生徒の訴え

(イ) 関係児童生徒からの聴取内容

(ウ) 当該事案の事実経過

⑥当該事案の事実経過から認定しうる事実

⑦学校及び教育委員会の対応

(ア) 学校の対応について

(イ) 教育委員会の対応について

(ウ) 学校及び教育委員会の対応に関する考察

⑧当該事案への対処及び再発防止策に提言

(ア) 当該事案への対処について

(イ) 学校及び委員会に対する提言

⑨参考資料

⑩その他

(ア) 対象児童生徒が自殺している場合

○ 自殺に至る過程や心理の検証（分析評価）

○ 自殺の再発防止・自殺予防のための改善策

上記の2点を共通事項に加えて記載する。

(イ) 対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合

○ 調査内容や対象児童生徒の状況を踏まえて、学習面・健康面等についての今後の支援方策

上記を共通事項に加えて記載する。

⑧対象児童生徒・保護者への調査結果の説明

調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭で説明をする。

資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び教育委員会の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。

調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明する。

必要に応じて、個人情報保護法第70条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求める。

重大事態調査結果を市長に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて市長へ提出することが可能であることを説明する。

上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示す。

⑨ いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明

対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明する。

対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行う。

調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝える。

⑩ 個人情報の保護

調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、酒田市情報公開条例（平成17年条例第19号）に照らして適切に判断する。

教育委員会及び学校として、「酒田市情報公開条例に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して開示する。

⑪ 市長への報告及び公表

法に基づいて市長へ調査結果を説明する。

対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明する。

文部科学省に対して重大事態報告書を提供する。

公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、酒田市情報公開条例に基づいて行う。

公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行う。

（５）調査結果を踏まえた対応

① 対象児童生徒への支援やいじめを行った児童生徒への指導及び支援

重大事態の対応は、調査を行って終了ではない。調査報告書の内容を踏まえ、対象児童生徒が重大な被害を受けている場合には、

心のケアや安心した生活を送ることができるようになるための支援が必要である。

対象児童生徒が不登校になっている場合は、学びの継続に向けて家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。希望によっては、就学校の指定の変更、区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

教育委員会は、学校の対応を把握し、積極的に指導・助言及び支援に関わる。

いじめを行った児童生徒に対しては、必要に応じて、法に基づくいじめの定義等を説明し、当該児童生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から指導及び支援を行う。

重大事態調査後も引き続き犯罪に発展するおそれがある場合には、積極的に警察に相談するなど警察と連携して対応する。

②調査報告書で提言された再発防止策の実施

調査報告書の内容及び提言された再発防止策について真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。

調査報告書で提言された再発防止策については、教育委員会の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行う。

教育委員会においては、重大事態が発生した学校での再発防止に限らず、その他の学校においても当該事案を題材として事例研究を行う研修会を開催するなど、同様の事態の発生防止につなげる取組を行う。

③調査報告後に教育委員会において検討を要する事項

調査後、当該事案への対応において、重大な過失等が指摘される場合や教職員のいじめへの加担等が疑われる場合には、懲戒処分事由に該当する可能性があるため、教育委員会として教職員への聴き取り等を行い、事実確認を行う。

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 酒田市いじめ重大事態再調査委員会

法第28条第1項による調査結果の報告を受けた市長は、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、専門的な知識及び経験を有する第三者により構成される、再調査委員会により調査を行う。

再調査委員会は、当該重大事態の状況及び法第28条第1項の調査組織による調査結果を踏まえた調査方法等を決定の上、適切に調査を行うものとする。

また、市長は、再調査委員会による調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、対象児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。なお、これらの情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

(2) 再調査結果を踏まえた措置

市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告する。

さらに、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対応又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のための措置を講ずる。

別添資料

文部科学省「いじめ対策に係る事例集」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/__icsFiles/afieldfile/2018/09/25/1409466_001_1.pdf



いじめ重大事態対応フロー図

※いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
以下「ガイドライン」とする

判断・報告

【学校】
重大事態の認定(判断)

※判断に迷う場合には
学校教育課に相談

【学校】 (ガイドラインP26)
対象児童生徒・保護者に説明
重大事態として扱っていくこと、目的、
今後の対応などを説明する

※これまでの対応の中で説明済みの場合もあり得る

【学校】
酒田市教育委員会に報告
学校長から学校教育課長へ電話で報告(第一報)
その後、文書[様式1]で報告する

【市教育委員会】
市長へ報告
文書[様式1]で報告

【市教育委員会】
調査主体(学校または教育委員会)を決定
不登校重大事態は、原則として学校が調査主体となる

【調査主体】 (ガイドラインP21~)
調査組織の構成の検討・決定

【調査主体】 (ガイドラインP27)
対象児童生徒・保護者及び関係児童生徒・保護者に説明
調査組織の構成、期間、内容や方法など調査に関して説明する

【調査主体】 (ガイドラインP31,35)
調査の実施
・これまでの対応記録等の確認
・対象児童生徒・保護者、関係児童生徒、教職員への聴き取り
・確認事案の詳細を把握
調査報告書の作成
・[様式2]を参考に調査報告を作成する

※調査中、必要に応じて対象児童生徒・保護者に経過報告をおこなう

【調査主体】 (ガイドラインP39)
対象児童生徒・保護者へ調査結果の説明
調査報告書をもとに説明をする

【調査主体】 (ガイドラインP40)
市長への報告
教育委員会を通じて市長に報告する

※対象児童生徒・保護者が希望する場合には市長への報告の際に
所見書を添付できる。

※市長への報告の際の説明は、原則教育委員会が行う。

【学校】
調査結果を踏まえた対応
対象児童生徒への支援、いじめを行った
児童生徒への指導及び再発防止策を実施する

【市長】(ガイドラインP46)
再調査の判断

再調査が必要となった場合は
市長部局で再調査を実施

調査・結果報告

調査後の対応

酒田市いじめ防止基本方針策定

策定年月 平成 2 7 年 3 月

一部改定 平成 3 0 年 3 月

一部改定 令和 7 年 8 月